

厚木市告示第211号

地籍調査による筆界案の作成公告

厚木市旭町五丁目地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第1項の規定に基づき土地の筆界（境界）について当該土地の所有者等から確認を得て調査するところ、下記土地の所有者等のうちに所在が明らかでない者があるため、同条第4項の規定により筆界案を作成したので、同項の規定により告示する。

については、下記のとおり、筆界案を確認することができる者は告示期間内に筆界案について意見を申し出ることができ、告示期間内に申出がないときは筆界案を確認したのものとして筆界の調査を行うものとする。

記

- 1 土地の所在・地番
厚木市旭町五丁目238番1、238番2、238番5
- 2 筆界案を確認できる場所
厚木市役所第二庁舎10階道路総務課事務所内
- 3 筆界案を確認できる者
上記1の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
- 4 筆界案を確認でき、意見を申し出ることができる期間
(1) 年月日 令和8年4月23日（木）から5月14日（木）まで（閉庁日を除く。）
(2) 時間 午前8時30分から午後5時まで
- 5 筆界案の作成者
厚木市都市インフラ整備部道路総務課道路境界係

令和8年4月23日

厚木市長 山口 貴裕